

東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(財務に関する事項) 第 1 3 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(報償金等) 第 1 4 条 会長は、会議に出席した者に対して、別に定める基準により算定した額の範囲内で、報償金の支払い及び出席に要した費用を弁償することができる。</p> <p>(委任) 第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この告示は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。</li> <li>2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第 7 条の規定にかかわらず、村長が行うものとする。</li> <li>3 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。</li> <li>4 東秩父村地域公共交通会議設置要綱(平成 20 年東秩父村告示第 37 号)は、廃止する。</li> <li>5 この告示は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。</li> </ol>	<p>(財務に関する事項) 第 1 3 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(委任) 第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この告示は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。</li> <li>2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第 7 条の規定にかかわらず、村長が行うものとする。</li> <li>3 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。</li> <li>4 東秩父村地域公共交通会議設置要綱(平成 20 年東秩父村告示第 37 号)は、廃止する。</li> </ol>

